

平成27年 9 月 7 日提出

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和30年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第50号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表中「国家公務員等共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は」、「障害共済年金又は」及び「国家公務員等共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は」を削り、同条第2項の表中「障害共済年金又は」を削る。

(熊本市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第3条 熊本市職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則

第7条の3第1項第4号」に改める。

(熊本市外郭団体助成条例の一部改正)

第4条 熊本市外郭団体助成条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の熊本市職員の退職手当に関する条例の規定、第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定、第3条の規定による改正後の熊本市職員の再任用に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の熊本市外郭団体助成条例の規定は、平成27年10月1日から適用する。

(提出理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行による地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。